

# 一人ひとりが輝くまち ①9

2003~2012  
国連識字の10年

みえての人々に教育を

## ハンセン病感染者の人権

「病気を正しく知り偏見をなくしましょう」

ハンセン病は、「らい菌」によって主に皮膚と末梢神経が侵される細菌性の感染症です。感染力は極めて弱く、人体への毒性はなく、感染しても発病することはごくまれです。治療方法は確立されており、現在では早期発見・早期治療によって確実に治る病気です。

しかし今なお、ハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っています。昭和6年（1931年）以降、病気になるすべての患者を強制的に療養所へ隔離するという誤った政策がとられ、昭和28年（1953年）に定められた「らい予防法」によっても、旧法に従った隔離政策は続けられることになりました。そのため、感染力が強い怖い病気というイメージが植えつけられてしまったのです。

「らい予防法」が廃止された平

成8年（1999年）以降でも、熊本県内のホテルで元患者が宿泊を拒否されるという出来事が起きました。

現在、国内にある15のハンセン病療養所の入所者は約2800人、平均年齢は約79歳。高齢により介護を要する人や、視覚障害などの後遺症に苦しむ人も少なくありません。身体的な不安に加え、病気に対する社会的偏見や差別による不安などを抱えながら、療養生活を送っています。

ハンセン病患者は訴えます。「治療法が確立しているにもかかわらず、社会的に治癒していない病気である」と。この心の叫びが私たちに問いかけるもの、それは、ハンセン病について正しく理解し、ともに生きていく地域社会を築く努力をすることです。

（人権啓発広報編集委員会）

### 人権標語

（中学1年生の作品）

創るんだ イジメも差別もない世界

つまい話にぞ用心!!



42

消費生活相談

季節の変わり目はクリーニングのトラブルに要注意!

#### 相談内容

夏物の衣類をクリーニングに出したら、見たことがないシミがついていた。弁償してほしい。

#### アドバイス

季節の変わり目、衣替えのシーズンになりました。「夏物をクリーニングに出したら穴が空いた」や「クリーニングした冬物の衣服が変色していた」など、クリーニングのトラブルが増える時期です。今回の相談は、相談者の覚えのないシミが新たにできていたものでした。業者に問題がある場合は「クリーニング事故賠償基準」により、消費者が受け取ってから6か月、または業者に預けてから1年以内であれば賠償してもらえます。「Sマーク」や「LDマーク」の店なら対応してくれます。



Sマーク



LDマーク

今回は、業者の製品の取り扱いに問題があったため、業者が賠償金を支払うことになりました。

しかし、一方で消費者の保管の仕方が原因で、次のシーズンにシミを発見することもあります。特に、業者がほこりよけにかけるポリ袋をかけたままにしていると化学反応で衣服が変色したり、通気性の悪さのためにカビが発生したりすることもあります。持ち帰ったら袋は外して、風通しの良い場所で陰干ししてから保管しましょう。

消費生活相談室 市役所本庁5階

☎084866410

とき 13日(月)を除く月、  
金曜日10時~12時、  
13時~16時

10月の消費生活巡回相談  
10日(金)14時~16時

本郷支所

17日(金)14時~16時

久井保健福祉センター

24日(金)10時~12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎084866072 FAX 0

848641003

